



再生資源の利用の促進について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：平成3年12月3日

受管第650号
平成3年12月3日

部内各課長殿
部内各地方機関の長殿

鳥取県土木部長

再生資源の利用の促進について（通知）

「再生資源の利用の促進に関する法律」は、本年10月25日から施行されましたが、建設大臣官房技術審議官から再生資源の利用の促進について別添写しのとおり通知がありました。

ついては、この法律の趣旨を徹底していただきますようお願いします。
なお、この法律等による建設工事の発注者、事業者が遵守すべき主な事項は下記のとおりでありますので申し添えます。

記

1 建設工事の発注者

- (1) 再生資源を資材として指定すること、副産物を再資源化施設に搬入するよう条件を付すること等により再生資源の利用の促進に努めること。
- (2) 設計において副産物の発生を抑制するよう努めること。
- (3) これらの建設工事事業者に行わせる事項については、設計図書に明示すること。

別添省略